

平成三十一年三月十五日受領
答 弁 第 八 一 号

内閣衆質一九八第八一号

平成三十一年三月十五日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 大島 理 森 殿

衆議院議員長妻昭君提出菅官房長官の定例記者会見に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員長妻昭君提出菅官房長官の定例記者会見に関する質問に対する答弁書

お尋ねの「内閣記者会関係者である非公務員が行うことも可能であるか」の具体的に意味するところが明らかではないが、総理大臣官邸において行われる内閣官房長官（以下「長官」という。）の定例の記者会見（以下「定例会見」という。）は、内閣記者会が主催しており、その司会は、内閣官房内閣広報室総理大臣官邸報道室長（以下「報道室長」という。）が行っているところ、これは、長官の定例会見後の業務に支障が生じないようにするという観点から、報道室長が司会を行うこととしているものであり、報道室長は、内閣記者会と協力しながら、定例会見の円滑な運営に努めているところであって、今後とも報道室長が司会を行うことが適切であると考えている。